2　国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3　市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4　市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5　第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条第五項	第一項	第十五条の四第一項
第十二条第七項	同項	第十五条の四第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の二第四項	第一項	第十五条の四第二項
第十二条の二第五項	同項	第十五条の四第二項
第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第十五条の四第三項
第十二条の三第七項	、基礎証明事項	、除票基礎証明事項（第十五条の四第三項に規定する除票基礎証明事項をいう。以下この項において同じ。）
基礎証明事項以外		除票基礎証明事項以外
表示された		表示された第十五条の四第一項に規定する
又は基礎証明事項		又は除票基礎証明事項
第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	第十五条の四第三項に

第十七条第三号中「住所」の下に「（国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出（次号及び第七号において「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）」を加え、同条第四号中「年月日」の下に「（国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日）」を加え、同条に次の三号を加える。

五　出生の年月日

六　男女の別

七　住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。）

第十八条中「修正」の下に「（第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。）」を加える。

第十九条第四項中「第一項」を「前三項」に改め、「は、総務省令」の下に「（前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）」を加え、「住所地の」を削り、「本籍地の」を「他の」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（戸籍の附票の改製）

第十九条の二　市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

第二十条第一項中「戸籍の附票に記録されている者」を「市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（当該戸籍の附票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次項において同じ。）」に、「これらの者が記録されている戸籍の附票」を「当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」に、「以下この条及び第四十六条」を「次項及び第三項並びに第四十六条第二号」に改め、「を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」を削り、同条第二項中「戸籍の附票の写し」の下に「で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」を加え、同条第三項中「、戸籍の附票の写し」の下に「で第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」を加え、同条第四項中「として、」の下に「同項に規定する」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令・法務省令」とあるのは「総務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	第一項	第二十条第一項
	住民票の写し	戸籍の附票の写し
	第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
	同項	第二十条第一項
第十二条第七項	同項	第二十条第一項